

第4次

邑楽町行政改革大綱（案）

（平成28年～平成32年）



平成28年
群馬県邑楽町

■ 1	これまでの行政改革の取組	1
1-1	第3次行政改革大綱の総括	1
◆	目的	1
◆	基本方針	1
◆	改革項目の達成状況	1
◆	改革項目と実施内容まとめ	2
◆	次期大綱への反映について	5
■ 2	新たな行政改革に取り組む必要性	6
2-1	人口の課題	6
◆	総人口の推移	6
◆	年齢別人口の推移	7
2-2	財政（現状と見通し）の課題	8
◆	歳入の推移	8
◆	歳出の推移	10
2-3	公共施設等の維持の課題	12
■ 3	新たな行政改革の進め方	13
3-1	第4次行政改革大綱の位置付け	13
3-2	大綱の計画期間	14
3-3	大綱の体系図	14
3-4	大綱の推進方法	15
◆	前大綱の継続事業	15
◆	国から示された新たな指針	15
◆	P D C A マネジメントサイクルのイメージ	16
◆	町民と行政の適切な役割分担による協働のイメージ	17
3-5	大綱の目的	17
◆	目的	17
3-6	基本目標・基本方針	17
◆	基本目標	17
◆	基本方針	18
3-7	施策の方向性・取組内容	18
◆	施策の方向性・取組内容	19
3-8	策定推進体制	25
◆	邑楽町行政改革懇談会	25
◆	邑楽町行政改革推進本部	25
■ 4	参考資料	26
4-1	邑楽町行政改革懇談会設置要綱	26
4-2	邑楽町行政改革推進本部設置要	27

■ 1 これまでの行政改革の取組

本町では、昭和 60 年に策定した第 1 次行政改革大綱から、これまで 3 次にわたる行政改革大綱を策定し、社会情勢に応じた課題や実施項目を掲げ、改革の推進を図ってきました。

また、総務省が平成 17 年 3 月に示した「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」に基づき、適切な定員管理や給与の適正化、経費節減等を目標とした集中改革プランを策定・実行し、さらなる改革に努めてきました。

1-1 第 3 次行政改革大綱の総括

◆目的

第 3 次大綱では、人口減少と少子高齢化社会の進行による社会保障費の増大や町の収入の根幹である税収の減少を課題と捉え、施策・事務事業を精査し、改めるべきものは改め、サービスの質を落とすことなく、歳入に見合った行政運営に取り組みます。また、多様化する住民ニーズや新たな行政課題に適切に対処できる組織づくりとするため、職員の資質向上や窓口サービスの向上など、体制の整備にも取り組みます。

◆基本方針

邑楽町第五次総合計画で町の将来像として掲げた「やさしさと活気の調和したまち“おうら”」の効率的・効果的な実現に向けて、5 つの基本方針を設定します。また、基本方針の下にはより具体的な方策及び改革項目を示し、全庁を挙げて、行政改革を推進していきます。

改革項目 全 28 項目中

基本方針 1	効率的・効果的な行政運営の推進	18 項目
基本方針 2	行政サービスの向上	3 項目
基本方針 3	組織機構の見直しと定員管理	2 項目
基本方針 4	人材の育成	3 項目
基本方針 5	協働のまちづくりの推進	2 項目

◆改革項目の達成状況

総合評価	基本方針 1	基本方針 2	基本方針 3	基本方針 4	基本方針 5	計
A 達成できた	7	1	0	1	1	10
B 概ね達成できた	10	2	2	2	0	16
C 一部達成	1	0	0	0	0	1
D 達成できなかった	0	0	0	0	1	1
計	18	3	2	3	2	合計 28

第3次大綱の改革項目については、全28項目中「達成できた」が10項目（35.7%）、「概ね達成できた」が16項目（57.1%）、「一部達成できた」が1項目（3.6%）、「達成できなかった」が1項目（3.6%）となりました。

「達成できた」「概ね達成できた」を合わせると、92.8%を占め、高い実施率となったことがうかがえます。しかし、「一部達成できた」「達成できなかった」項目もあり、今後はより計画性を持った改革が必要です。また、より具体的な改革項目を示し、行政改革に直結する内容を目標としていくことが重要です。

◆改革項目と実施内容まとめ

●基本方針1 効率的・効果的な行政運営の推進

厳しい財政状況、地方分権の進展等、社会情勢の変化をふまえ、施策・事務事業の点検を行い、効率化・重点化を図りました。町の役割とあり方を改めて整理し、地域の実情に合った効果的な行政運営を行いました。

基本方針	改革項目	実施内容
1 効率的・効果的な行政運営の推進	補助金の見直し	・補助金審査委員会を立ち上げ、補助金の見直しを実施した。
	基幹系業務システム(G.Be_U)導入	・基幹系業務システム(G.Be_U)を導入し、業務の効率化を図った。
	可燃ごみ処理施設の広域化	・平成33年の新焼却施設稼働に向け、施設建設の協議を重ねた。
	国民健康保険事業の広域化の検討	・平成30年国民健康保険広域化に向けた事務の共通化・平準化を図った。
	水道事業の広域化	・群馬東部水道企業団として水道事業の広域化(上水道)を実現し、施設維持管理・更新の効率性を図った。
	事務の一元管理の検討	・社会教育施設の契約や支払事務の一元化は、課題が多いとの結論になり、見送りを決定。 ・金額の大きな備品購入については可能な限り実施する方針を確認し、AEDの購入では他部署と一括して入札を行った。
	新電力の導入	・新電力を導入し、経費節減を図った。
	郵送料、電話料、電気料等の縮減	・経費節減については、主だった注意事項をまとめると共に各利用団体への周知について職員で意思統一した。 ・経費削減モデル事業は、公民館が事務局となっている団体で、比較的若い世代が中心となっているグループから試験的に取り組んだ。

収納率向上の取組強化	・催告や差押えなどを実施し、状況に応じて納税相談を行うことにより収納率の上昇が図れた。
各種使用料の見直しの検討	・「使用料基本方針」について庁内協議を進めるとともに、生涯学習課にてプロジェクトチームを結成し、全 11 回の協議を開催し検討を進めた。
普通財産の売却、貸し付けの検討	・公共施設跡地を入札による売却を実施した。
企業誘致等の推進	・鞍掛第3工業団地の企業誘致が完了した。平成 27 年度、新たな工業団地造成の候補地を県に報告した。
民間委託の推進	・町内全小中学校にALT(外国語指導助手)を配置するため、民間委託により効率的な人員確保を図った。
指定管理者制度の推進	・従前から指定管理を実施している4施設については、継続。しかし、他の施設に関しては指定管理の導入にはいたっていないが、他市町村の事例等を収集し研究検討を行った。
幼稚園・保育所の施設共用の検討	・平成30年度の認定こども園への移行準備として、高島幼稚園と北保育園を施設共用できる造りとした。
公民館類似施設の統廃合の検討	・中央公民館(仮)建設に伴い、既存公民館等の職員配置や施設利用について検討を行った。
主催事業の効率化、施設管理の整理統合	・公民館長打合せ会議とともに、社会教育施設打合せ会議を立ち上げ、既存施設の活用方法や事業の整理統合のあり方について利用者との協議を重ねた。
中央公民館の需要分析・検討	・開館に向けた準備事業の構想や講師との調整を図った。

●基本方針2 行政サービスの向上

情報通信技術を活用し、手続きの簡素化について検討しました。また、町は住民に一番身近な行政組織であることを十分認識し、常に住民目線で住民のニーズや要望の把握に努めました。

全庁を挙げて住民本位で質の高い住民サービスの提供を行い、住民満足度の向上に努めました。また、最も基本的で重要な課題である窓口や電話での対応では、接遇マニュアル等を参考に、常に適切な対応を徹底して接遇の向上を図りました。

基本方針	改革項目	実施内容
2 行政サービスの向上	電子申請システムの見直し	・事務効率性や費用対効果の観点から、ぐんま電子申請等受付システムから脱退（邑楽郡全町）した。
	町民アンケート調査の検討	・町民アンケートを実施し、第六次総合計画に町民意見を反映した。
	窓口・電話対応時の接遇の向上	・新入職員に接遇研修を開催した。 ・社会教育施設利用者協議会との協議の場を設け、職員の夜間当番を施行し利便性の向上を図った。

●基本方針 3 組織機構の見直しと定員管理

組織機構の見直しを実施することで、人件費の抑制を行いつつ社会情勢の変化や施策・事務事業の重要課題へ柔軟な対応ができる組織機構の構築を行いました。

また、今後数年間で大量の定年退職者が発生することを踏まえ、住民サービスが低下することのないよう適正な定員管理を行いました。

基本方針	改革項目	実施内容
3 組織機構の見直しと定員管理	機構改革の実施	・時代に合った機構改革や広域化に伴う組織編入を行い、サービスの向上を図った。
	定員管理の適正化	・再任用職員手続きの改善を行い、定員管理の適正化を図った。

●基本方針 4 人材の育成

全ての職員が、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務する自覚を持ち、常に向上心を持って職務に取り組めるよう環境整備を行いました。

基本方針	改革項目	実施内容
4 人材の育成	効果的な職員研修の実施	・毎年度、邑楽町職員研修計画を策定し、効率的で内容の濃い研修を実施した。 ・群馬県へ職員を派遣し、職員の資質・能力向上を図った。
	自主研修グループの育成	・自主研修グループ育成制度策定の検討を行った。
	人事評価制度の実施	・人事評価制度の全職員への施行を実施し、職員の意識改革による組織の活性化を図った。

●基本方針 5 協働のまちづくりの推進

住民の多様な発想と工夫を活用して地域活性化を促進し、行政と住民の相互連携を強めていくために、地域活性化に取り組む団体の支援や育成を推進しました。

基本方針	改革項目	実施内容
5 協働のまちづくりの推進	まちづくり活動を行う団体への支援	・協働のまちづくり事業を実施、また、扱いやすい制度へ見直しを行ったところ、予定より多くの町民団体からの申請があり、本町のコミュニティの向上につながった。
	パブリックコメント制度の導入	・パブリックコメント制度を導入し、町政運営に町民の意見がより反映されやすくなった。

◆次期大綱への反映について

平成 25 年度から平成 27 年度に実施された第 3 次大綱では、厳しい財政状況の下、時代の変化に柔軟に対応した行財政運営を進めるべく、5 つの基本方針を掲げ事務事業の見直しなどの改革項目に取り組んできました。この取組により、本町の行政運営を推進するうえで早急に実行すべき事項について一定の成果をあげることができました。

本町では、さらに深刻化する人口減少や少子高齢化社会に対応するため、第 3 次大綱の基本方針について社会情勢や第六次総合計画に準じた内容に一部変更して、次期大綱のなかでも継続して推進していくこととします。

■ 2 新たな行政改革に取り組む必要性

本町では、高齢化の進行による扶助費の増加に加え、公債費などを含めた義務的経費の増大により財政の弾力性が失われつつあります。また、権限移譲などによる地方分権改革の進展に伴う責任や業務量の拡大だけでなく、社会情勢の変化により発生する新たな町民ニーズへの対応など、本町の行政運営は一層厳しくなることが予想されます。

そのような中でも、本町の目指す将来像として『やさしさと活気の調和した 夢あふれるまち“おうら“』を掲げた「邑楽町第六次総合計画」の基本構想、基本計画を実現し、地域資源の活用と少子化対策の充実を図るとともに、行政経営の質的な変革を進める必要があります。

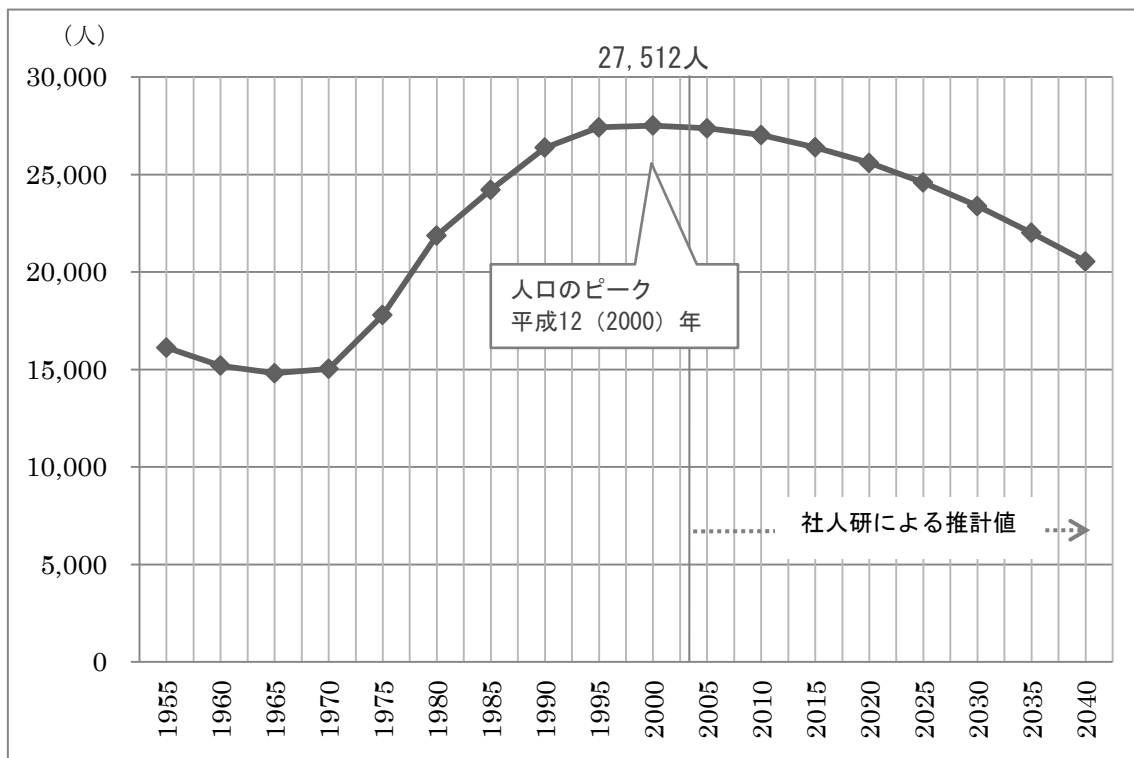
2-1 人口の課題

◆総人口の推移

本町では、昭和30年から昭和45年（1955～1970年）までの高度成長期に人口が逡減しましたが、昭和45年代（1970年）からの安定成長期、平成2年代（1990年）前半までのバブル経済期にかけて人口が大きく増加しました。

しかし、平成12年（2000年）の27,512人をピークに、それ以降は減少に転じています（平成22年（2010年）：27,023人、平成12年（2000年）からの減少率1.8%）。

国立社会保障・人口問題研究所（以下、社人研）の推計によれば、今後、人口は減少を続け、平成52年（2040年）には約20,500人（平成12年（2000年）から約24%減少）になるものと推計されています。



◆年齢別人口の推移

●生産年齢人口

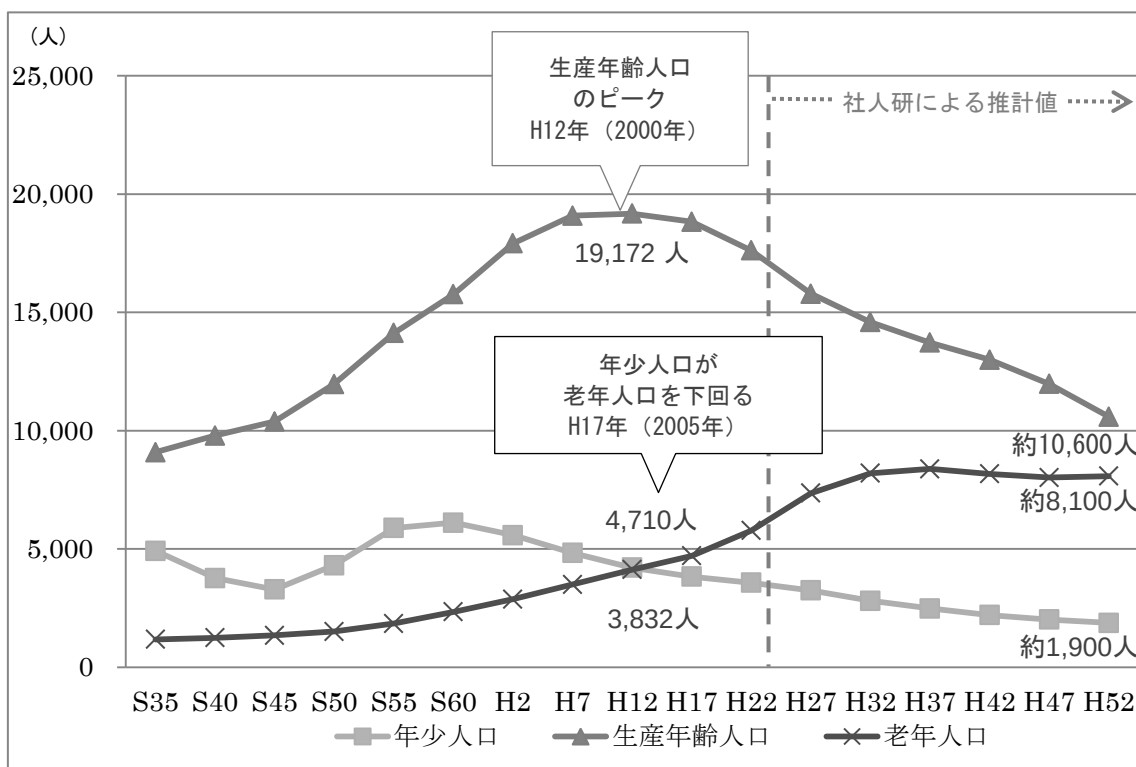
昭和 35 年（1960 年）以降、生産年齢人口の増加が続きましたが、総人口の推移と同様に、平成 12 年（2000 年）をピークに減少に転じています。

●年少人口

年少人口は、昭和 45 年代の第 2 次ベビーブームにより増加した時期がありましたが、昭和 60 年（1985 年）をピークに、その後減少が続き、平成 17 年（2005 年）に老年人口を下回りました。

●老年人口

昭和 35 年（1960 年）以降の増加した生産年齢人口が順次老年期に入り、また、平均余命が延びたことから、現在まで増加を続けています。



人口減少は、地域経済の産業基盤の脆弱化をもたらすだけでなく、担い手不足による耕作放棄地の拡大、さらには、地域コミュニティの機能低下や地域文化の伝承が困難となるおそれがあります。また、老年人口の増加による医療や介護などの社会保障関係経費の増加が見込まれる一方、支える側となる生産年齢人口の減少による町税収入の落ち込みが見込まれるため、行政サービスや行政機能の維持が困難となることが懸念されます。

2-2 財政（現状と見通し）の課題

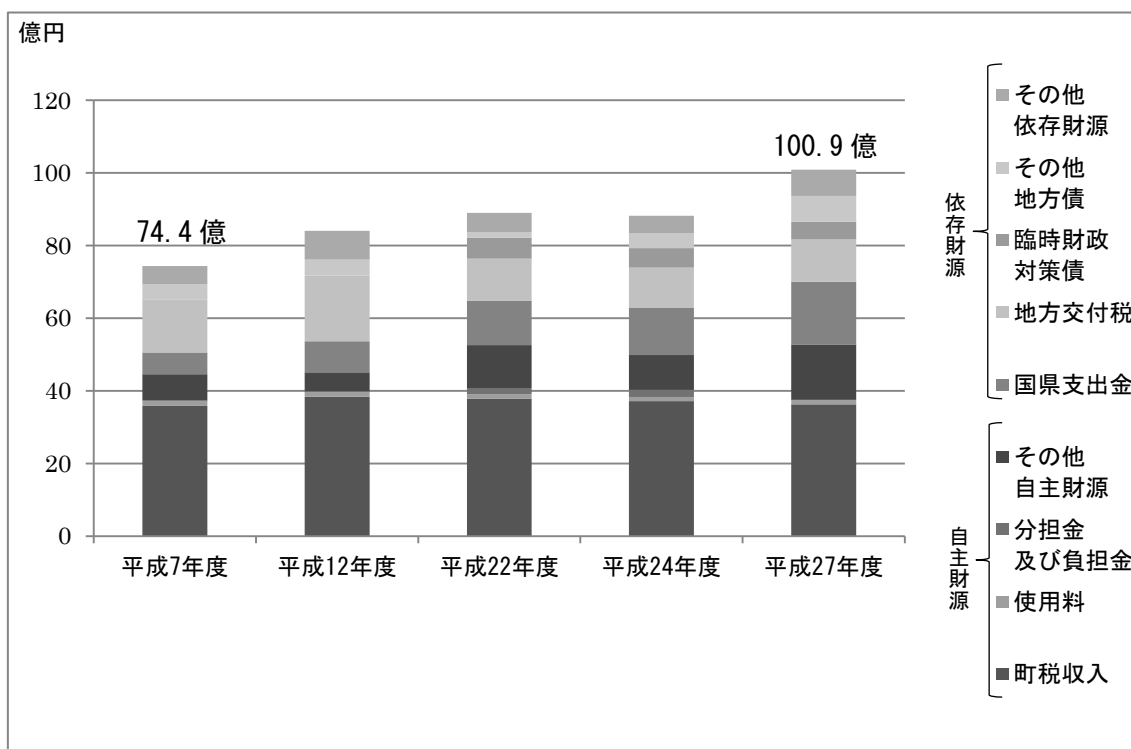
◆歳入の推移

このグラフは、平成7年度から平成27年度までの邑楽町の歳入決算額（普通会計）を性質別に表したものです。

歳入総額は増加傾向ですが、主な要因は国県支出金など依存財源の増加です。自主財源の根幹である町税についてはほぼ横ばいで、近年ゆるやかに減少傾向へ転じています。社人研の人口推計によると、今後も生産年齢人口の減少が見込まれており、それに伴う町税の減収も見込まれ、厳しい財政状況が続くことが予想されます。

自主財源の減少が進むと、町が自由に用途を選べる財源が少なくなるため、財政運営の硬直化を招きます。本町では、平成27年度時点で経常収支比率が90.0%となっており、町村において妥当と考えられている70%を20%も超え、町としての財政的な弾力性は失われつつある状態といえます。主な要因は、扶助費や公債費などの経常的かつ義務的な支出の増加や、臨時的経費である投資的経費への経常一般財源の充当など多岐にわたります。

これまで、町有財産の売却促進をはじめ広告収入の強化など、その他の自主財源確保のために町は様々な対策を講じてきました。一定の成果はありましたが、経常的収入の大幅な増加にはつながっておらず、増加し続ける義務的な経常支出を補うために十分であるとはいえません。歳出抑制・削減も含めて、より一層の行政努力により自主財源を確保し、住民サービスの質を落とすことなく行政運営を継続していくことが求められています。



●歳入決算状況の推移（普通会計）

単位：千円

区 分		平成 7 年度 決算額	平成 12 年度 決算額	平成 22 年度 決算額	平成 24 年度 決算額	平成 27 年度 決算額
自主財源 ※ 1	町税	3, 582, 193	3, 839, 245	3, 782, 738	3, 716, 151	3, 628, 363
	使用料	121, 701	118, 270	117, 758	115, 153	102, 264
	分担金及び 負担金	36, 604	29, 840	175, 229	191, 759	24, 436
	その他	713, 426	526, 105	1, 181, 806	959, 420	1, 519, 935
小計		4, 453, 924	4, 513, 460	5, 257, 531	4, 982, 483	5, 274, 998
依存財源 ※ 2	国県支出金	604, 605	852, 918	1, 229, 838	1, 296, 089	1, 726, 252
	地方交付税	1, 457, 550	1, 806, 034	1, 153, 873	1, 112, 310	1, 170, 854
	臨時財政対 策債	0	0	569, 900	539, 000	484, 000
	その他 町債	415, 300	442, 500	149, 900	407, 100	706, 500
	その他	508, 809	791, 378	541, 775	479, 148	730, 873
小計		2, 986, 264	3, 892, 830	3, 645, 286	3, 833, 647	4, 818, 479
合計		7, 440, 188	8, 406, 290	8, 902, 817	8, 816, 130	10, 093, 477

自主財源比率	59. 9%	53. 7%	59. 1%	56. 5%	52. 3%
経常収支比率 ※ 3	73. 1%	72. 1%	82. 7%	85. 8%	90. 0%

※ 1 自 主 財 源：地方公共団体が自主的に収入しうる財源。

※ 2 依 存 財 源：国や県によって割り振られたり、交付される収入。

※ 3 経常収支比率：当該団体の財政構造の弾力性を測定する比率。次の算式で求める。

経常経費充当一般財源の額／経常一般財源総額×100（％）。

◆歳出の推移

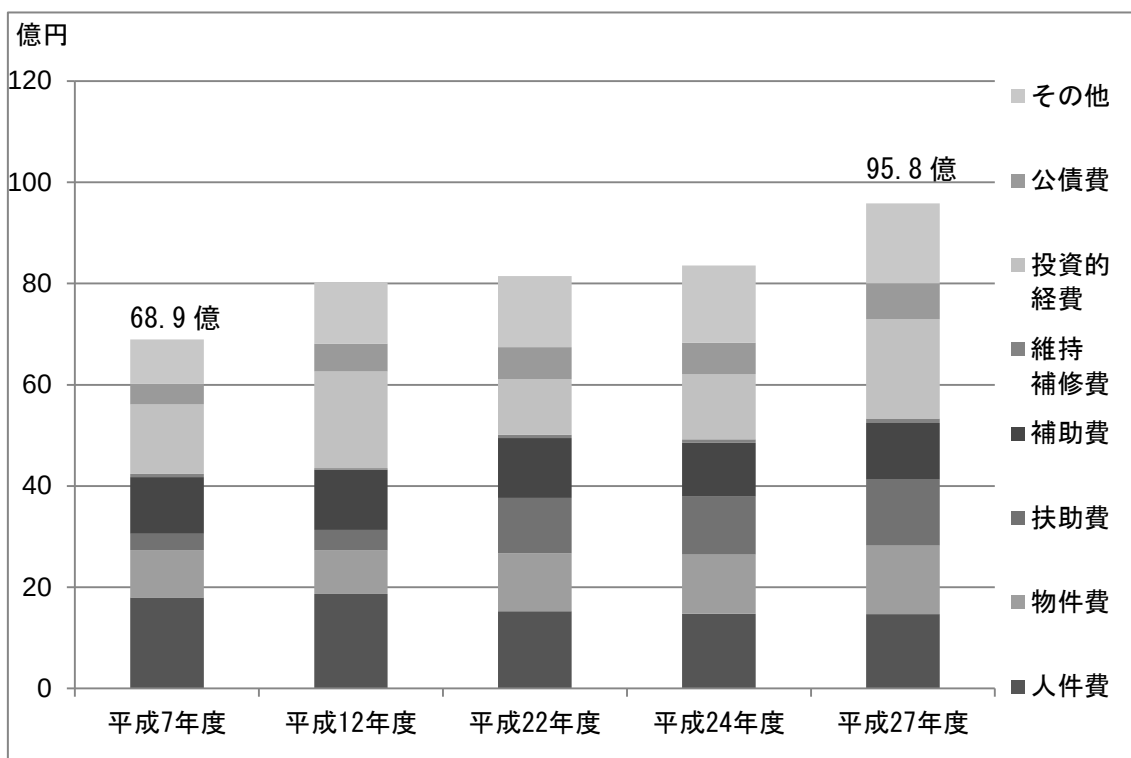
このグラフは、平成7年度から平成27年度までの邑楽町の歳出決算額（普通会計）を性質別に表したものです。

人件費については、行政改革の取組などにより年々減少しています。一方、物件費、扶助費、公債費などは増加し続けています。

特に扶助費については、平成7年度から平成27年度にかけて、65歳以上の人口が約2倍になっているのに対し、扶助費の額は約4倍にまで激増しています。社人研の人口推計によると、さらに今後も少子高齢化の進展が予想され、扶助費の増加は継続していくことが見込まれています。

扶助費や公債費などは義務的な支出で、任意に削減することができません。義務的経費が増大すると、町が自由に用途を選べる財源が少なくなるため財政の弾力性が失われ、新たに必要な行政サービスができなくなる可能性があります。

本町においても、義務的経費の増加は顕著であり、すでに従来通りの行政運営では立ち行かなくなりつつあります。施策・事務事業を精査し、改めるべきものは改めることで、サービスの質を落とすことなく、歳入に見合った行政運営を行っていくことが必要とされています。



●歳出決算状況の推移（普通会計）

単位：千円

区 分	平成 7 年度 決算額	平成 12 年度 決算額	平成 22 年度 決算額	平成 24 年度 決算額	平成 27 年度 決算額
消費的経費	4,237,435	4,353,505	5,008,780	4,920,296	5,334,276
	61.4%	54.3%	61.5%	58.9%	55.7%
	うち 人件費 ※ 1	1,795,923	1,865,475	1,526,958	1,471,483
		26.0%	23.3%	18.7%	15.3%
	うち 物件費 ※ 2	940,107	861,324	1,141,820	1,168,173
		13.6%	10.8%	14.0%	14.1%
	うち 扶助費 ※ 3	322,133	403,689	1,095,565	1,146,259
		4.7%	5.0%	13.5%	13.7%
	うち 補助費 ※ 4	1,120,172	1,190,138	1,182,294	1,064,282
		16.2%	14.8%	14.5%	12.7%
	うち 維持補修費	59,100	32,879	62,143	65,063
		0.9%	0.4%	0.8%	0.8%
	投資的経費 ※ 5	1,371,038	1,909,656	1,102,457	1,290,485
		19.9%	23.8%	13.5%	15.4%
その他の経費		1,288,575	1,761,217	2,033,616	2,144,769
		18.7%	21.9%	25.0%	25.7%
	うち 公債費 ※ 6	412,514	549,020	629,246	623,025
		6.0%	6.8%	7.7%	7.5%
歳出総額	6,897,048	8,024,378	8,144,853	8,355,550	9,579,110
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

※ 1 人 件 費：職員の給料や議員の報酬などとして使われる経費

※ 2 物 件 費：備品の購入や事業の委託費などに使われる経費

※ 3 扶 助 費：社会保障制度の一環として生活困窮者、児童、老人などを援助するための経費

※ 4 補 助 費：各種の補助金や負担金として使われる経費

※ 5 投資的経費：社会資本整備に充てられる経費

※ 6 公 債 費：町債（借金）の返済に充てられる経費

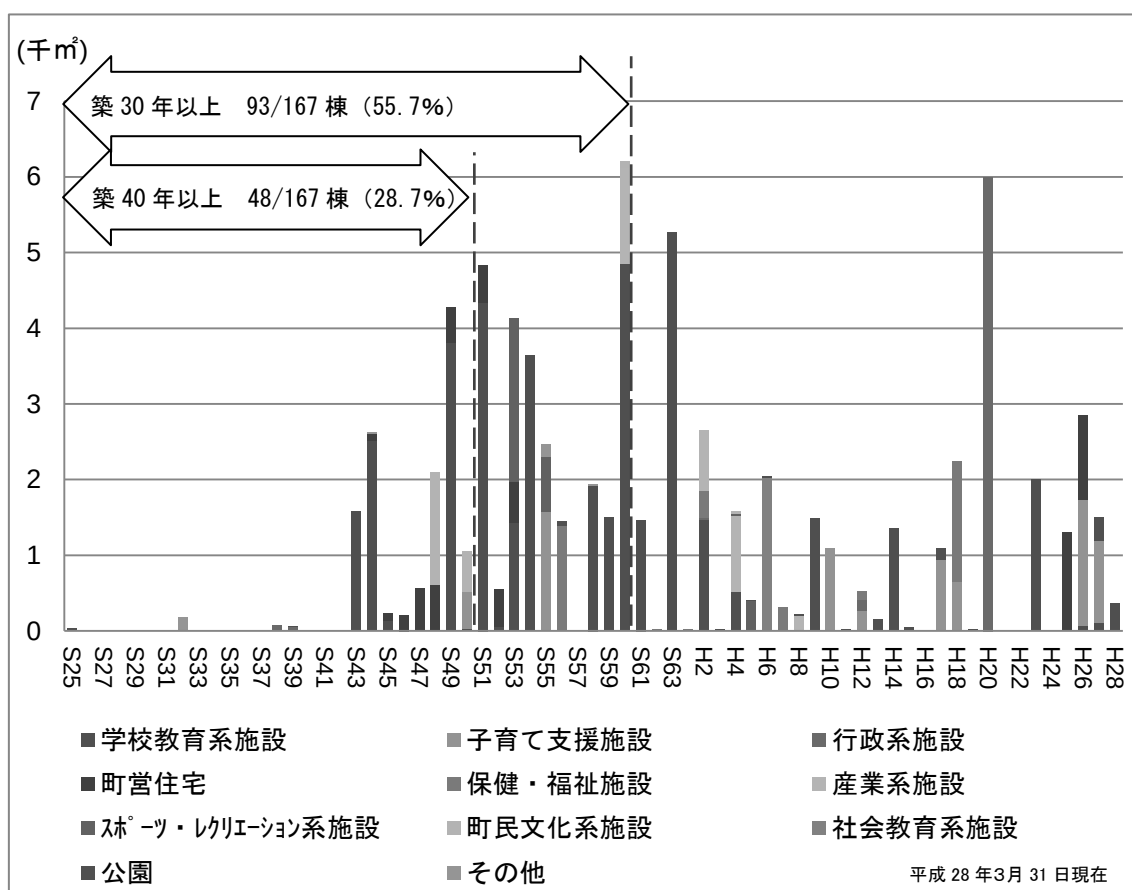
2-3 公共施設等の維持の課題

1970年代に道路や橋などのインフラを含む多くの公共施設が建設され、それらが一斉に更新時期を迎える「公共施設大量一斉更新問題」については、平成26年4月に国から各地方公共団体に対し、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画（公共施設等総合管理計画）策定の要請が行われるなど、全国的な課題となっており、本町においても同様に抱えている問題であります。

本町の施設を整備した年数ごとに見ていくと、昭和43年から昭和63年（1968～1988年）の20年間に学校教育系施設の整備が集中しています。ここから耐用年数である50年経過後の平成30年から平成50年（2018～2038年）に更新時期が集中することが予想されます。

なかでも、大改修が必要とされる目安の「建築後30年以上経過している建物」は55.7%と全体の約半数近くとなっており、町の公共施設は老朽化が進んでいることが分かります。

これらの施設は、町民の生命や生活に直接関わるものが多く、保有総量を減らすことが難しい施設でもありますが、現在の公共施設の質と量をそのまま維持するための改修・更新や維持管理に要する財源を確保していくことは、他の行政サービスに影響を及ぼすことが予想され、将来世代へ負担を押し付けることにもつながるものと考えます。



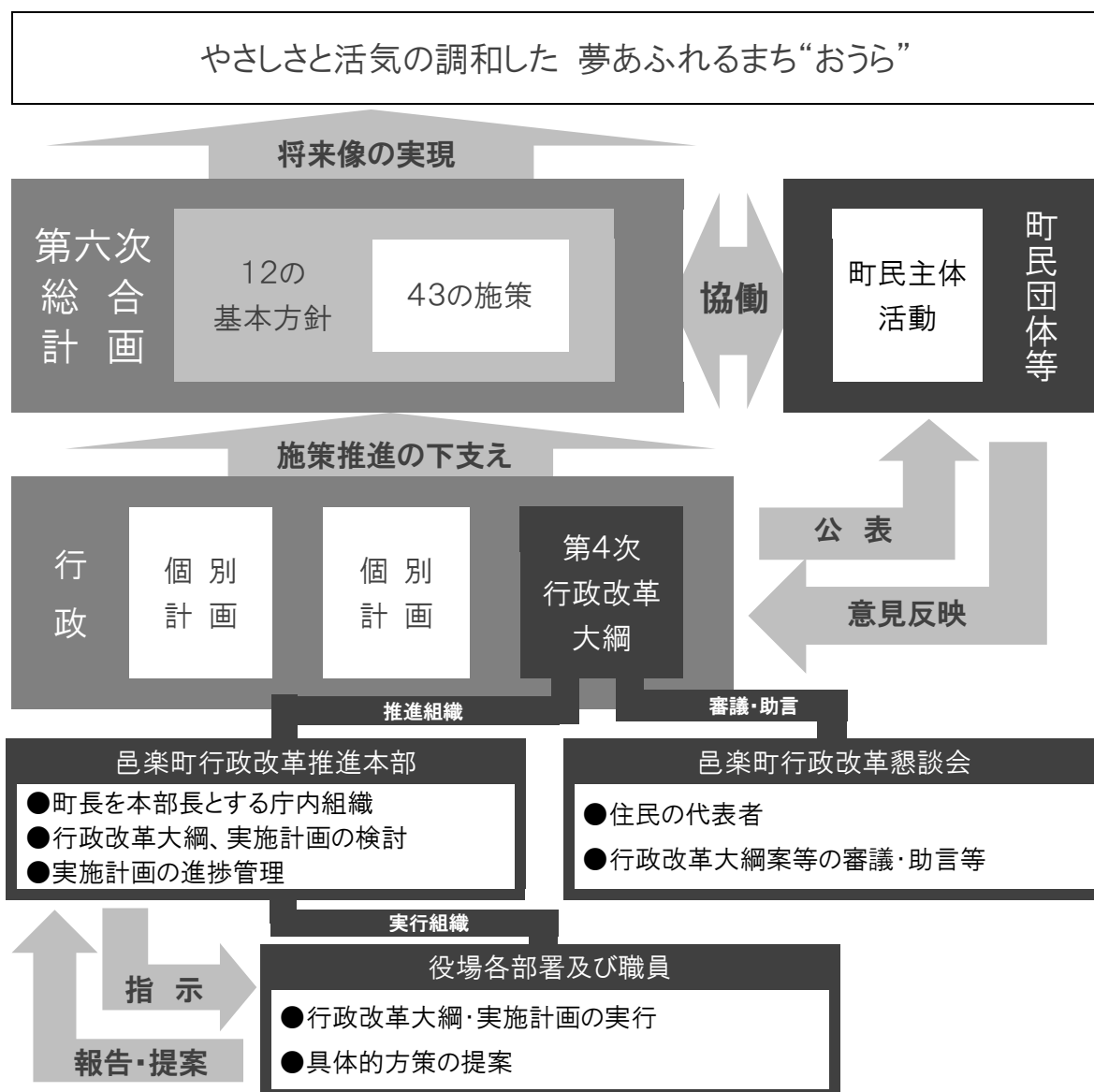
※本町では、昭和56年以前に建築された旧耐震基準の建物のうち28,195/30,058㎡（約93.8%）が、既に「耐震補強工事済」または「耐震改修不要」となっており、公共施設の耐震については概ね進んでいるといえます。

■ 3 新たな行政改革の進め方

人口減少・少子高齢化による様々な課題がある中で、本町では、効率・効果的な行政運営と安定した財政力を確保するとともに、町民との協働や連携を推進することで町民とともに歩むまちづくりを目指します。

3-1 第4次行政改革大綱の位置付け

本町では、平成28年から平成37年までの10年間を計画期間とする「邑楽町第六次総合計画」を策定しています。12分野の基本方針の下43の基本施策を推進することで、人口減少や地域の創生などの課題に柔軟に対応し、邑楽町の将来像である「やさしさと活気の調和した 夢あふれるまち“おうら”」の実現を目指します。本大綱は、この基本方針のうち「町民と歩む協働のまち」及び「信頼に応える行財政運営のまち」に寄与するものとし、本町の行政改革の指針として位置付けます。



3-2 大綱の計画期間

本大綱は、邑楽町第六次総合計画前期基本計画の下支えとして位置付けているものであり、計画期間を総合計画と同期間である平成 28 年度から平成 32 年度とします。

3-3 大綱の体系図

本大綱を効率的に進めるため、次のように体系を整理します。

基本目標	基本方針	施策の方向性
基本目標1 町民と歩む 協働のまち	基本方針 1 情報共有と町民参画の推進	(1)広報・広聴活動の充実
		(2)町政への参画機会の充実
	基本方針 2 協働のまちづくりの推進	(3)まちづくりの人材育成
		(4)協働のまちづくり活動の推進
	基本方針 3 地域コミュニティ活動の推進	(5)行政区活動への支援
		(6)地域コミュニティ活動の支援
		(7)地域集会施設の整備推進
		(8)町民コミュニティ活動の推進
基本目標2 信頼に応え る行財政運 営のまち	基本方針 4 情報通信技術(ICT)の推進	(9)行政サービスの近代化・効率化
		(10)行政事務の近代化・効率化
		(11)情報セキュリティ体制の強化
		(12)情報教育の推進
	基本方針 5 効率・効果的な行政運営の推進	(13)効率・効果的な行政運営の確立
		(14)機能的な組織の構築と職員の資質向上
		(15)計画的な事業の執行と行政評価の推進
		(16)公共施設の適正な管理
		(17)民間活力の活用
	基本方針 6 財政運営の健全性の確保	(18)計画的な財政運営
		(19)財源(歳入)の確保
		(20)公有財産の適正管理
		(21)経費の削減と使用料の適正化
	基本方針 7 広域行政の推進	(22)事務組合の推進と強化
		(23)広域協議会などによる連携

3-4 大綱の推進方法

本大綱では、前大綱で掲げられた項目について、社会情勢や総合計画に沿うよう一部内容を変更して引き続き取り組むこととします。

また、国から示された新たな指針等も勘案し、時代に合った改革に取り組んでまいります。

さらに、PDCAマネジメントサイクルの徹底により行政運営の仕組みを見直すとともに、町民一人ひとりがまちづくりの主体（主役）として活動し地域課題を解決するなど、行政改革を進めることで、町民と行政の適切な役割分担による協働のまちを目指します。

◆前大綱の継続事業

前大綱で掲げられた具体的方策については、本大綱の基本方針に移行し継続して取り組むこととします。

第3次大綱 基本方針・具体的方策		第4次大綱 基本方針	
1 効率的・効果的な行政運営の推進	事務事業の見直し	➡	(13)効率・効果的な行政運営の確立
	財源の確保	➡	(22)事務組合の推進と強化
	民間能力の活用	➡	(23)広域協議会などによる連携
	会館等公共施設の見直しと適正管理	➡	(19)財源(歳入)の確保
2 行政サービスの向上	電子自治体の推進	➡	(17)民間活力の活用
	住民満足度の向上	➡	(16)公共施設の適正な管理
	窓口業務等のサービス向上	➡	(9)行政サービスの近代化・効率化
3 組織機構の見直しと定員管理	組織機構の見直し	➡	(10)行政事務の近代化・効率化
	定員管理の適正化	➡	(1)広報・広聴活動の充実
4 人材の育成	職員の資質向上	➡	(14)機能的な組織の構築と職員の資質向上
	職員の意識改革による組織の活性化	➡	(14)機能的な組織の構築と職員の資質向上
5 協働のまちづくりの推進	町づくり団体、地域コミュニティ組織のとの協働	➡	(14)機能的な組織の構築と職員の資質向上
	住民意見の反映	➡	(14)機能的な組織の構築と職員の資質向上
		➡	(4)協働のまちづくり活動の推進
		➡	(2)町政への参画機会の充実

◆国から示された新たな指針

国から示された新たな指針については、時代に合った行政運営を行っていくうえで重要なポイントとなるため、本大綱では以下の施策の方向性に位置付けし推進していきます。

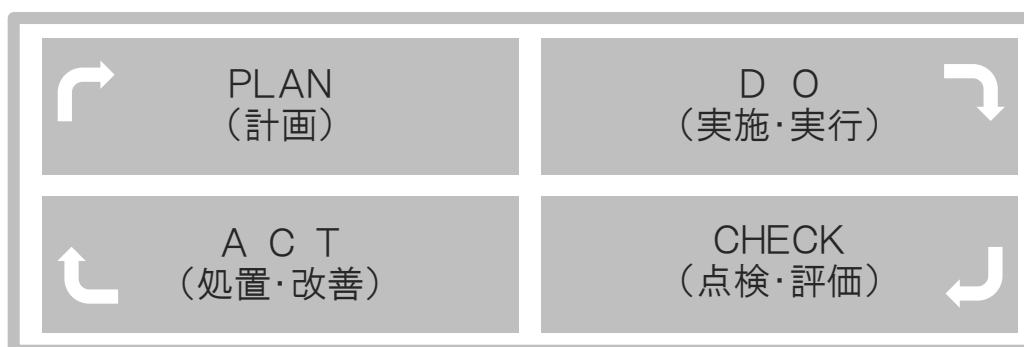
地方行政サービス改革の推進に関する留意事項について(平成 27 年8月 28 日)総務省

地方財政が依然として厳しい状況にある中で、効率的・効果的に行政サービスを提供する観点から、民間委託やクラウド化等の業務改革の推進に努めるよう要請

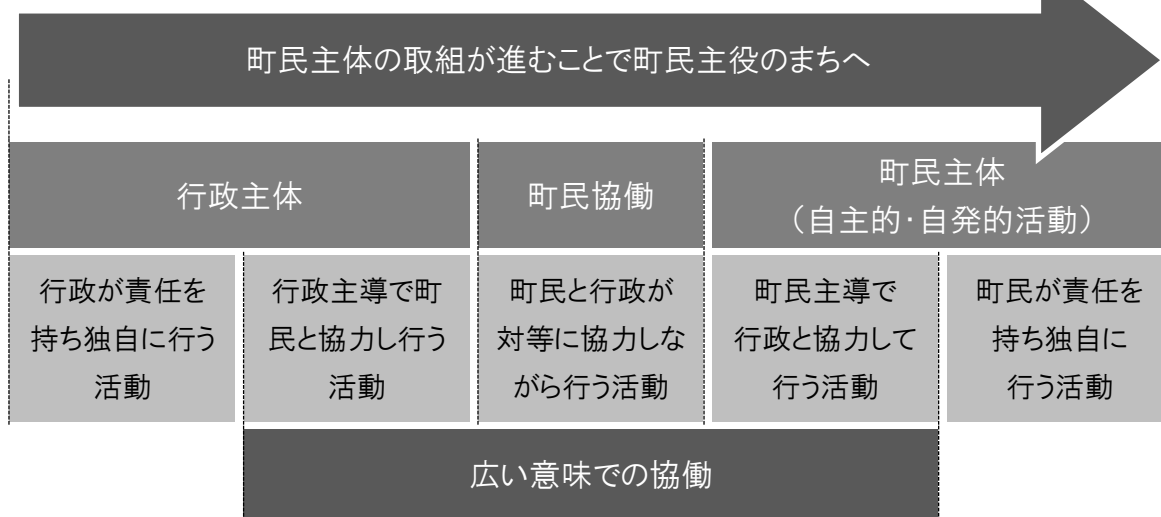
地方行政サービス改革の推進に関する留意事項について（助言通知概要）	
1 行政サービスのオープン化・アウトソーシング等の推進 ○民間委託等の推進 ➢ 定型的業務や庶務業務を含めた事務事業全般にわたり、民間委託等の推進の観点から、改めて総点検を実施。 ➢ 業務の集約・大くくり化、他団体との事務の共同実施など事務の集約を確保や仕様の詳細化などの工夫を行い、委託の可能性を検証。 ○指定管理者制度等の活用 ➢ 公の施設について、指定管理者制度を導入済みの施設も含め、管理のあり方について検証を行い、より効率的、効率的に運営。 ➢ 複数施設の一括指定や公募前対話の導入等の参入環境の整備や施設業務の部分的な導入等、幅広い視点から管理のあり方について検証。 ○地方独立行政法人制度の活用 ➢ 事務事業の廃止や民間譲渡の可能性を検討した上で自ら実施するよりも効率的、効率的に行政サービスを提供できる場合に活用を検討。 ○BPRの手法やICTを活用した業務の見直し ➢ 事務事業全般に渡って、BPRの手法を活用した業務フローの見直しやICTの活用等を通じて業務を効率化。 ➢ 特に住民サービスに直結する窓口業務の見直しや職員の業務効率向上につながる庶務業務等の内部管理業務の見直しは重点的に実施。	2 公営企業・第三セクター等の経営健全化 ➢ 公営企業については、中長期的な経営計画である「経営戦略」を策定し、経営基盤強化等の取組を推進。各水道事業及び下水道事業において、「経営比較分析表」の作成及び公表を推進。 ➢ 第三セクターについては、経営状況等の把握等に努め、財政的リスクを踏まえた上で根本的改革を含む不断の効率化・経営健全化に適切に取り組むことを推進。 3 地方自治体の財政マネジメントの強化 ○公共施設等総合管理計画の策定促進 ➢ 平成28年度までに、長期的視点に立つて公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行うための計画を策定するとともに、公共施設等の集約化・複合化等に踏み込んだ計画となることを推進。 ○統一的な基準による地方公会計の整備促進 ➢ 原則として平成27～29年度の3年間で、固定資産台帳を含む統一的な基準による財務書類等を作成し、予算編成等に積極的に活用。 ○公営企業会計の適用の推進 ➢ 平成27～31年度の5年間で、下水道事業及び簡易下水道事業を重点事業として地方公営企業法の全部又は一部（財務規定等）を適用し、公営企業会計に移行。 4 PPP/PFIの拡大 ➢ 公共施設等運営権制度の積極的導入や公共施設の維持更新・集約化等へのPPP/PFI手法の導入等を推進。PPP/PFIの導入に係る地方財政措置上のイコールファイティングを図る。 ➢ 公共施設等総合管理計画の策定を通じ、PPP/PFIの積極的活用を検討に努めるとともに、固定資産台帳を整備・公表を通じ、民間事業者のPPP/PFI事業への参入を促進。
5 自治体情報システムのクラウド化の拡大 ➢ 複数団体共同でのクラウド化（自治体クラウド）は、コスト削減、業務負担の軽減、業務の共通化・標準化、セキュリティ水準の向上及び災害に強い基盤構築の観点から、その積極的な導入を検討。 ➢ 情報システム形態やコストの現状について正しく認識するとともに、コストシミュレーション比較等を実施し、あわせて、業務負担の軽減、セキュリティの向上、災害時の業務継続性等についても考慮。	
➡ ○業務改革を推進するため、民間委託やクラウド化等の各地方自治体における取組状況を比較可能な形で公表し、取組状況の見える化を実施。 ○総務省においては、これらの推進状況について毎年度フォローアップし、その結果を広く公表。	

国からの指針		第4次大綱 施策の方向性
1 行政サービスのオープン化・アウトソーシング等の推進		
民間委託等の推進	➡	(17)民間活力の活用
指定管理者制度等の活用	➡	(17)民間活力の活用
地方独立行政法人制度の活用	➡	(17)民間活力の活用
BPRの手法やICTを活用した業務の見直し	➡	(13)効率・効果的な行政運営の確立
2 自治体情報システムのクラウド化の拡大	➡	(10)行政事務の近代化・効率化
3 地方自治体の財政マネジメントの強化		
公共施設等総合管理計画の策定促進	➡	(16)公共施設の適正な管理
統一的な基準による地方公会計の整備促進	➡	(18)計画的な財政運営
公営企業会計の適用の推進	➡	(18)計画的な財政運営
4 PPP/PFIの拡大	➡	(17)民間活力の活用

◆PDCAマネジメントサイクルのイメージ



◆町民と行政の適切な役割分担による協働のイメージ



3-5 大綱の目的

◆目的

総合計画の将来像実現を目指し本町の行政改革を推進するため、次の目的を掲げます。

人口減少・少子高齢化社会に対応するため、多様な主体との協働を進めるとともに、効率・効果的な行財政運営を進めます。

3-6 基本目標・基本方針

◆基本目標

本大綱では、目的達成のため基本目標を2つに分け、7つの基本方針の下施策を推進していきます。

基本目標						
町民と歩む協働のまち			信頼に応える行財政運営のまち			
・町民と行政が一体となって、地域の活性化や課題解決、身近な生活環境の改善などに取り組み、多様で魅力ある協働が活発に展開されるまちを目指します。			・本町の取り巻く環境の変化や様々な課題に対応しつつ、効率的な組織体制や安定した財政力を確保することにより、これからの時代にふさわしい持続可能で自立した行財政運営の行われるまちを目指します。			
基本方針						
情報共有と町民参画の推進	協働のまちづくりの推進	地域コミュニティ活動の推進	情報通信技術（ICT）の推進	効率・効果的な行政運営の推進	財政運営の健全性の確保	広域行政の推進

◆基本方針

基本目標 1 町民と歩む協働のまち

基本方針 1 情報共有と町民参画の推進

- ・地域ニーズを反映した住民満足度の高いまちづくりを進めるため、町民参画による計画づくりに努めるとともに、各種刊行物や情報通信技術の活用によって効果的な広報・広聴活動を推進します。また、本町への移住・定住を促進するため、本町の魅力を広く発信します。

基本方針 2 協働のまちづくりの推進

- ・町民・地域・行政が協力して活力あるまちづくりを進めるため、情報の共有や学習機会の提供などによって一人ひとりのまちづくりへの関心を高めます。また、まちづくり活動に関する相談機能や補助制度の充実などにより、主体的な活動の推進を図ります

基本方針 3 地域コミュニティ活動の推進

- ・地域活動が活発に行われるよう、老朽化した施設の整備や地域のリーダーの育成などの施策を推進します。また、行政区での様々な活動に関する情報や活動機会の提供を図ります。

基本目標 2 信頼に応える行財政運営のまち

基本方針 4 情報通信技術（ＩＣＴ）の推進

- ・行政サービスの向上や業務の効率化を進めるため、情報セキュリティ体制を強化し、日常的な手続や社会保障及び防災など各種場面で情報通信技術の活用を図ります。また、誰もが情報通信技術を活用できるよう、学校教育や社会教育を通じて情報教育を推進します。

基本方針 5 効率・効果的な行政運営の推進

- ・町民サービスの質を低下させることなく無駄のない効率的な行政運営を図るため、選択と集中による計画的な事業を推進します。また、機能的な組織の構築と公共施設の適正な管理を図ります。

基本方針 6 財政運営の健全性の確保

- ・多様化する行政需要に対応するため、社会・経済情勢の動向に留意し、自主財源の確保と依存財源の活用に努めます。また、徹底した経費節減を図り、長期的な展望に立った健全で計画的な財政運営に取り組みます。

基本方針 7 広域行政の推進

- ・広域化する行政需要に対応し、町域を越えた行政課題に積極的に取り組むため、県・周辺市町と連携し広域的視点に立った行政運営を推進します。

3-7 施策の方向性・取組内容

第六次総合計画の各施策の方向性を基本として、行政改革の具体的な施策の方向性を示し、改革に取り組んでいきます。

◆施策の方向性・取組内容

基本方針１ 情報共有と町民参画の推進

施策の方向性	取組内容
(1) 広報・広聴活動の充実	・ 広報紙・ホームページをはじめ、おうらお知らせメール、防災行政無線を活用した屋外広報だけでなく、SNSに関する調査・研究・導入を進めるなど、多様な広報手段を活用し、効果的な広報活動を展開します。 ・ 地区座談会やみんなの講座、町民アンケートなど、多様な広聴手段を研究し、町民の意見を広く伺う機会を充実させます。 ◆前大綱の取組 町民アンケート調査の検討
(2) 町政への参画機会の充実	・ 各種計画の策定などに際し、パブリックコメント制度の活用をはじめ、説明会の実施や審議会・委員会を設置するなど、幅広く町民の参画を促す機会の創出を推進します。

基本方針２ 協働のまちづくりの推進

施策の方向性	取組内容
(3) まちづくりの人材育成	・ まちづくりに関する情報提供や学習機会を提供することで、町民一人ひとりのまちづくりへの意識の向上を図るとともに、まちづくりを支えるNPO・ボランティア団体などの育成と活動支援に努めます。
(4) 協働のまちづくり活動の推進	・ 様々な分野における公共的課題の解決や、町民の自主性と提案に基づいたまちづくり活動を推進していくため、NPO・ボランティア団体などに対し、活動に関する情報の相互共有や相談窓口の機能強化を図ります。 また、事業内容に応じた費用を補助する「協働のまちづくり事業補助制度」などの支援の充実を図るとともに、協働事業の目的・内容・実施状況及び結果を公開し、常に事業の改善が図れるよう努めます。 ◆前大綱の取組 まちづくり活動を行う団体への支援

基本方針３ 地域コミュニティ活動の推進

施策の方向性	取組内容
(5) 行政区活動への支援	・ 地域活動を充実させるため、活動機会の紹介や行政及び行政区相互の情報共有を図るとともに、必要に応じた助言・指導や地域リーダーの養成研修を行います。また、自治会組織の運営が円滑に運ぶよう、法人格取得（認可地縁団体）に対する支援を行います。

- | | |
|-------------------|--|
| (6) 地域コミュニティ活動の支援 | ・地域コミュニティ意識の醸成のため、広報紙・ホームページなどを利用した啓発事業を推進するとともに、地域文化活動等の地域づくりに対して助成などの支援に努めます。 |
| (7) 地域集会施設の整備推進 | ・行政区の活動拠点となる地域集会施設の整備や、地域コミュニティ活動に必要な備品整備の支援を図ります。 |
| (8) 町民コミュニティ活動の推進 | ・おうら中央公園周辺において、おうら中央多目的広場や建設予定の中央公民館などを利用し、町民の一体感を醸成するための様々な祭りやイベントを企画するとともに、町民が自発的かつ主体的にコミュニティ活動に取り組みやすい環境を創出します。 |

基本方針4 情報通信技術（ICT）の推進

施策の方向性	取組内容
(9) 行政サービスの近代化・効率化	・電子申請システムなどのインターネットを活用した行政手続きの簡素化については、利用者の利便性だけでなく事務の効率性やコスト面も含めて調査・検討していきます。また、マイナンバー制度の円滑な利用について調査・研究し、町民サービスの向上を図ります。 ◆前大綱の取組 電子申請システムの見直し
(10) 行政事務の近代化・効率化	・行政事務の効率化を図るため、国や県、近隣市町などと歩調を合わせながら、文書管理や決裁、地理情報などの業務の電子化を推進するとともに、セキュリティ水準の向上や災害に強い基盤を構築させるため、基幹系（住民情報・税情報等）システムに続き、情報系（グループウェア・財務会計等）システムのクラウド化を推進します。 ◆国の指針 自治体情報システムのクラウド化の拡大 ・複数団体共同でのクラウド化（自治体クラウド）は、コスト削減、業務負担の軽減、業務の共通化・標準化、セキュリティ水準の向上及び災害に強い基盤構築の観点から、その積極的な導入を検討。 ・情報システム形態やコストの現状について正しく認識するとともに、コストシミュレーション比較等を実施し、あわせて、業務負担の軽減、セキュリティの向上、災害時の業務継続性等についても考慮。
(11) 情報セキュリティ体制の強化	・本町の情報資産について適切に保護・管理するため、「邑楽町情報セキュリティポリシー」に基づき、物理的対策や人的対策及び技術的対策を推進します。また、日々新たに出現する脅威に対しては、「邑楽町情報セキュリティポリシー」の見直しも視野に入れ、より一層の強化に取り組めます。
(12) 情報教育の推進	・学校での情報教育の推進はもとより、公民館をはじめ様々な機会を捉えたパソコン教室の開催など、情報教育の推進を図ります。

基本方針5 効率・効果的な行政運営の推進

施策の方向性	取組内容
(13) 効率・効果的な行政運営の確立	・ B P R の手法や I C T の活用など、新たな業務改善方法を研究していくことで、町民サービスに直結する窓口業務の見直しや効率化を図り、時代に対応した行政サービスに取り組んでいきます。 ◆国の指針 B P R の手法や I C T を活用した業務の見直し ・ 事務事業全般に渡って、B P R の手法を活用した業務フローの見直しや I C T の活用等を通じて業務を効率化。 ・ 特に住民サービスに直結する窓口業務の見直しや職員の業務効率向上につながる庶務業務等の内部管理業務の見直しは重点的に実施。 ・ 社会教育事業を効率よく推進するため、社会教育施設間の連携強化はもとより、事業の統合や事務の効率化を図ります。 ◆前大綱の取組 公民館類似施設の統廃合の検討／ 主催事業の効率化、施設管理の整理統合／中央公民館の需要分析・検討
(14) 機能的な組織の構築と職員の資質向上	・ 時代の変化に適応した組織機構とするため、機構改革や人員配置について検証を進めるとともに、窓口・電話対応の接遇研修など計画的な職員研修の充実による政策能力等の育成と人事・定員管理を推進します。 ◆前大綱の取組 窓口・電話応対時の接遇の向上／機構改革の実施／定員管理の適正化／効果的な職員研修の実施／自主研修グループの育成 ・ 人事評価制度を活用して、職員の仕事に対する意欲、向上心、達成感を引き出し、意識改革を図ります。職員一人ひとりの意欲を向上させることにより、組織全体を活性化させます。 ◆前大綱の取組 人事評価制度の実施
(15) 計画的な事業の執行と行政評価の推進	・ 総合計画等の長期計画に基づき、選択と集中による計画的な事業を推進するとともに、基本計画と予算編成の連動を図ります。また、行政評価システムの導入による検証と行政評価を推進します。
(16) 公共施設の適正な管理	・ 人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されることを踏まえ、「公共施設等総合管理計画」を策定し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現します。 ◆国の指針 公共施設等総合管理計画の策定促進 ・ 平成 28 年度までに、長期的視点に立って公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行うための計画を策定するとともに、公共施設等の集約化・複合化等に踏み込んだ計画となることを推進。

- (17) 民間活力の活用
- ・行政事務や施設管理のあり方について検証を行い、効率・利便性を考慮したうえで、定型業務の民間委託や公の施設の指定管理者制度などの活用を研究していきます。また、PPP／PFIなどの手法を研究し、民間活力の活用を推進していきます。

◆前大綱の取組

民間委託の推進／指定管理者制度の推進

◆国の指針

民間委託等の推進

- ・定型的業務や庶務業務を含めた事務事業全般にわたり、民間委託等の推進の観点から、改めて総点検を実施。
- ・業務の集約・大きくくり化、他団体との事務の共同実施など事務総量の確保や仕様書の詳細化などの工夫を行い、委託の可能性を検証。

指定管理者制度等の活用

- ・公の施設について、指定管理者制度を導入済みの施設も含め、管理のあり方について検証を行い、より効果的、効率的に運営。
- ・複数施設の一括指定や公募前対話の導入等の参入環境の整備や施設業務の部分的な導入等、幅広い視点から管理のあり方について検証。

地方独立行政法人制度の活用

- ・事務事業の廃止や民間譲渡の可能性を検討した上で自ら実施するよりも効率的・効果的に行政サービスを提供できる場合に活用を検討。

PPP／PFIの拡大

- ・公共施設等運営権制度の積極的導入や公共施設の維持更新・集約化等へのPPP／PFI手法の導入等を推進。PPP／PFIの導入に係る地方財政措置上のイコールフットィングを図る。

基本方針 6 財政運営の健全性の確保

施策の方向性

取組内容

- (18) 計画的な財政運営
- ・中長期的視野に基づいた継続的な収支均衡と義務的経費や経常的経費の節減、財政状況の分析、補助金の見直しも含めた事務事業の慎重な選択など健全な財政運営を推進します。また、財政状況を定期的に公開し透明性の高い予算執行に努めます。

◆前大綱の取組

補助金の見直し

- ・地方公会計の整備を図ることにより、資産や債務の正確な把握と管理を行い、予算編成や決算分析に活用していくとともに、財務情報の分かりやすい開示に努めます。

◆国の指針

統一的な基準による地方公会計の整備促進

- ・原則として平成 27 年度から平成 29 年度の 3 年間で、固定資産台帳を含む統一的な基準による財務書類等を作成し、予算編成等に積極的に活用。

- ・下水道事業の経営基盤強化や財政マネジメントの向上に向けて、公営企業会計の導入について調査・研究していきます。

◆国の指針

公営企業会計の適用の推進

- ・平成 27 年度から平成 31 年度の 5 年間で、下水道事業及び簡易水道事業を重点事業として地方公営企業法の全部又は一部（財務規定等）を適用し、公営企業会計に移行。

(19) 財源（歳入）
の確保

- ・適正な税の賦課に努めるとともに、個人住民税の特別徴収一斉指定及び口座振替の推奨など納税者の利便性を確保し収納率の向上を図ります。また、長期滞納者や高額滞納者などについては、納税への理解促進を図るとともに、「群馬県東部地区不動産合同公売」などを活用し適切な滞納処分を行います。

◆前大綱の取組

収納率向上の取組強化

- ・国や県の資金の導入、有利な地方債の活用等を図り、一般財源の充当を抑制します。
- ・広告事業などによる収入の確保を図ります。
- ・雇用創出や産業振興に大きく寄与する企業誘致等を推進します。

◆前大綱の取組

企業誘致等の推進

(20) 公有財産の
適正管理

- ・公有財産については、適正な管理と利用に努め、未利用の普通財産については、処分または貸付け等の有効活用を図ります。

◆前大綱の取組

普通財産の売却、貸付けの検討

- ・公金については、最も有利かつ確実な運用に努めるとともに、適正で効率的な出納の執行や物品などの管理を行います。

(21) 経費の削減
と使用料の適
正化

- ・県内市町村と電子入札システムを共同利用し、事務効率の向上や運用経費の抑制を図ります。また、公平で競争性の高い入札を推進します。
- ・庁舎内の郵送料、電話料、電気料等事務的経費の節減を図るため、職員のコスト意識の向上や消耗品などの管理徹底を図ります。

◆前大綱の取組

事務の一元管理の検討／郵送料、電話料、電気料等の縮減

- ・各種使用料や手数料を見直し、受益者負担を基本とした料金体系の整備を検討します。

◆前大綱の取組

各種使用料の見直しの検討

基本方針 7 広域行政の推進

施策の方向性

取組内容

(22) 事務組合の

- ・可燃ごみ処理施設の広域化など既存の一部事務組合を構成する市町との

推進と強化

連携を強化するとともに、共通の行政課題への対応や、さらなる事務の効率化に向けて、効果的な共同処理のあり方など、事務組合の充実・強化に努めます。

◆前大綱の取組 可燃ごみ処理施設の広域化

(23) 広域協議会
などによる連
携

- ・公共交通や都市基盤整備といった広範囲にわたり、本町だけでは解決できない課題については、既存の広域のあり方に捉われず、周辺市町及び国・県等と連携して要望活動を含めた整備促進を促します。
- ・両毛地域の公共施設の相互利用をさらに促進するなど、広域協議会や広域同盟会の事務事業の充実を図ります。

3－8 策定推進体制

◆邑楽町行政改革懇談会

平成 年 月 日現在

懇談会職名	所 属 団 体	氏 名	備 考
	区 長 会		
	婦 人 会		
	選 挙 管 理 委 員 会		
	教 育 委 員 会		
	農 業 委 員 会		
	商 工 会		
	保 健 推 進 員 会		
	体 育 協 会		
	社 会 福 祉 協 議 会		
	職 員 (組 合)		

◆邑楽町行政改革推進本部

平成 年 月 日現在

推進本部職名	職 名	氏 名	備 考
本 部 長	町 長	金 子 正 一	
副 本 部 長	副 町 長	大 舩 一	
〃	教 育 長	大 竹 喜 代 子	
本 部 員	総 務 課 長	小 倉 章 利	
〃	企 画 課 長	橋 本 喜 久 雄	
〃	税 務 課 長	金 井 幸 男	
〃	住 民 課 長	久 保 田 裕	
〃	安 心 安 全 課 長	橋 本 圭 司	
〃	健 康 福 祉 課 長	河 内 登	
〃	子 ど も 支 援 課 長	多 田 哲 夫	
〃	農 業 振 興 課 長	小 林 隆	
〃	商 工 振 興 課 長	森 戸 栄 一	
〃	都 市 建 設 課 長	松 崎 嘉 雄	
〃	会 計 課 長	山 崎 健 一 郎	
〃	議 会 事 務 局 長	田 部 井 春 彦	
〃	学 校 教 育 課 長	関 口 春 彦	
〃	生 涯 学 習 課 長	半 田 康 幸	

■ 4 参考資料

4-1 邑楽町行政改革懇談会設置要綱

平成 25 年 5 月 1 日

要綱第 15 号

(設置)

第 1 条 社会経済情勢の変化に対応した簡素にして効率的な町政の実現を推進するため、邑楽町行政改革懇談会（以下「懇談会」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 懇談会は、邑楽町の行政改革の推進について必要な事項を調査審議する。

(委員)

第 3 条 懇談会の委員は 10 人以内とする。

2 委員は、町政について優れた識見を有する者のうちから町長が委嘱する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、5 年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 懇談会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、懇談会の会務を総理する。副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 懇談会は、必要に応じて町長が招集し、会長が議長となる。

(庶務)

第 7 条 懇談会の庶務は、企画課において処理する。

(雑則)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、懇談会に関し必要な事項は会長が定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成 26 年要綱第 22 号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成 29 年要綱第 2 号)

この要綱は、公布の日から施行する。

4－2 邑楽町行政改革推進本部設置要綱

平成 25 年 5 月 1 日

要綱第 14 号

(設置)

第 1 条 行政改革の推進を図るため、邑楽町行政改革推進本部（以下「本部」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 本部の所掌事項は次のとおりとする。

- (1) 行政改革大綱の策定及び実施に関すること。
- (2) その他行政改革に係る重要事項に関すること。

(組織)

第 3 条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は町長をもって充て、副本部長は副町長及び教育長をもって充てる。
- 3 本部員は、本部長が指名する職員をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第 4 条 本部長は、本部を総括する。

- 2 副本部長は本部長を補佐し、本部長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

(庶務)

第 6 条 本部の庶務は、企画課において処理する。

(雑則)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は本部長が定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成 26 年要綱第 21 号)

この要綱は、公布の日から施行する。

第4次邑楽町行政改革大綱

発行年月：平成 年 月

発 行：群馬県邑楽町

〒370-0692

群馬県邑楽郡邑楽町大字中野 2570-1

T E L 0276-88-5511

F A X 0276-89-0136

U R L <http://www.town.ora.gunma.jp/>

E-mail ora@town.ora.gunma.jp

編 集：邑楽町役場企画課